

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 14 回定例

10 月 17 日 (火)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 10 月 17 日に教育委員会第 14 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|--|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 29 年 10 月 17 日 (木) | 開会 | 13 時 15 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 25 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 齋 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 | | |
| | 事務局 (説明員) | 鈴 木 一 吉 教育次長
松 井 和 子 教育監
水 元 敏 夫 理事 (人材育成担当)
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
赤 堀 健 之 教育政策課長
木 野 雅 弘 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
宮 崎 文 秀 義務教育課長
小野田 裕 之 高校教育課長
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
石 川 誠 静岡教育事務所長
山 田 泰 巳 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長
織 田 敦 高校教育課人事監
大 石 正 佳 教育総務課人事班長 | | |

4 その他

- (1) 第 19、20 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。今回の議事録の署名は、私のほか、齋藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 19 号議案は表彰に関する被表彰者審議の案件であるため、第 20 号議案は公開予定日前の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、19、20 号議案は非公開とする。

報告事項 1 監査結果に関する報告

教 育 長： 報告事項 1 「監査結果に関する報告」について、木野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 監査委員が判断することだと思うが「指摘」と「注意」の区分はどのような程度で分かれるのか。

財 務 課 長： 監査委員事務局が過去例を参考に判断することであるが、「指摘」は主な法律、条例等の違反が著しいと判断されたものである。「注意」はこれも法律、条例違反に該当する案件となるが、その程度が軽微なものと判断されたもの、または以前に指導した内容の案件が再発している場合は「注意」となる。その点が過去例を参考にして判断している部分となる。

興 委 員： 説明のあった措置状況は既に監査委員へ報告されているのか。

財 務 課 長： 報告済みである。

興 委 員： 別紙 1、旅費の不正受給と自家用車の不適切な使用についてである。沼津工業高校の教諭は、平成 24 年度から 28 年 6 月にかけて合計 38 回不適切な自家用車使用があったとあるが、この教諭とは 1 名なのか。

財 務 課 長： そうである。

興 委 員： 平成 28 年 6 月にかけてとあるが、6 月までのことなのか。その後はそういったことはなかったのか。

高 校 人 事 監： その時点で事案が発覚し、そこから調査を始めた。よってその後はそういった事案は無い。

興 委 員： この措置状況報告には処分内容が明記されていないが、この事案は教育委員会でも処分を検討した事案なのか。

高 校 人 事 監： そうである。

興 委 員： どういった処分を下したのか。

高 校 人 事 監： 減給 10 分の 1 4 月である。

興 委 員： 管理監督責任はどうなったのか。

高 校 人 事 監： 訓告である。

興 委 員： 平成 24 年度から 28 年 6 月までというと管理監督者は複数名いたと思う。全てが処分対象だったのか。

高 校 人 事 監： 前任の校長を含めて処分している。前任校長は金額が少なかったこともあり、文書嚴重注意としている。

興 委 員： そういったことはこの措置状況報告に含めないのか。

- 高校教育課長： 監査委員への措置状況報告は各所属がとった措置状況を報告することになっている。
- 興 委 員： 各学校がとった措置ということか。
- 高校教育課長： そうである。
- 興 委 員： 教育委員会がとった措置は個々では触れないのか。
- 教育総務課長： 監査の時にはそういった処分をしたことは報告している。
- 興 委 員： 処分を報告していることはわかるが、一貫して記録として顕在化しないと指摘された内容について、教育委員会の対応がこの内容しか表に出てこない。そうであると教育委員会は何をやっているのかというように見えてしまうと思う。措置の内容には全額返済しているところがあるが、全額返済していることと教育委員会の受け止め方は違うと思うがどうか。検討してほしい。既に処分されている事案なので今後に生かすべきことかと思う。別紙2の盗撮事件の発生について、事件があったのは平成27年7月でよいのか。
- 高校人事監： 事案が起こったのは27年7月である。本人が自分の行為であることを認めなかったので警察での確認に時間がかかった。
- 興 委 員： 私が確認しているのは、27年7月だったので、平成28年7月7日の朝の職員会議でとあるのは平成27年の間違いではないのかと確認している。
- 高校人事監： 28年7月の処分後の職員会議での措置となる。
- 興 委 員： この案件でも処分のあり方を教育委員会として受け止めて、それを報告に含めるべきである。その点は全体を通して検討してほしい。別紙4、交通加害事項の発生について、もう一度説明してほしい。
- 財務課長： 事故後に校長と管理職が個別面談で嚴重注意を行って、その後も10月、2月、3月と個別面談を実施し、交通事故防止及び安全運転について指導を重ねている。その後、その他の教職員についても職員会議等で交通安全についての注意喚起を行っている。本年度から事故削減プログラム（安全運転診断パッケージ）を作成したので、それを活用し交通事故防止、安全運転の意識高揚を図っている。
- 興 委 員： 説明では処分について触れていないのか。
- 財務課長： 処分には言及していない。
- 興 委 員： 2件交通加害事故が発生しているが同じ教員なのか。
- 高校教育課長： 同じではない。
- 興 委 員： この報告で指導を重ねて行ったことは分かるが、その後適正にアクションが取られているのかが報告としてあってよいと思う。そうすれば透過性が見えてくる。単に措置を講じたということだけではその後のフォローがなされていないように見えるので、そういったことも含めていくよう工夫をしてほしい。別紙6、交通加害事故の発生で、セーフティーチャレンジラリー150にエントリーしたなどがあって、その後の取組だけが明記されているが、加害事故が発生したことについて、具体的な原因究明などをやっているように見えてこない。再犯防止の

ような追加的措置だけでなく原因がこうだったのでこういった取組をするというような記載の仕方を工夫することをお願いする。

教育総務課長： 興委員から御指摘のあった件は、例えば1ページの沼津工業高校の表の中に県教育委員会としての処分が明記されていればよいということか。

興委員： そうではなくて各事案に対する措置の内容に含めるべきである。説明された内容が適切であるかどうか問われているのであって、改めて別途の機会に報告してほしい。

教育総務課長： 措置の内容について、例えば別紙1については監査委員が沼津工業高校に対して行った指摘である。よって沼津工業高校がこういった措置を講じたということで監査のルールに則って報告している。県教育委員会がこういったことを行ったかについては、懲戒処分を下した時にそのことを公表している。

興委員： 監査に対する報告として教育委員会の鑑文は添付しないのか。

教育総務課長： この案件に鑑文を添付するということか。

興委員： 少なくとも2ページ目以降は各高等学校が講じた措置であって、大事なことは監査委員から教育長あてに文書が発出されているはずである。そうであると教育長から回答しているのではないのか。

財務課長： 各高等学校等の所属から上がってきた措置状況報告をそのまま監査委員へ報告している。

教育総務課長： 教育委員会がこういった事案が発生したことについてどういった措置を講じているのかについては、教育委員会全体の施策として我々も監査を受けている。その監査の中で説明はしている。

興委員： 監査委員から個別事案について、教育長宛の文書が添付されていないのか。

財務課長： 指摘や注意をしたことについては教育長へも文書が届いている。

興委員： そうであるとそれに対する回答を添えて、各高等学校の措置状況はこのような報告であったとした方がベターだと思う。その点を含めて検討してほしい。

教育総務課長： 監査委員への報告は県教育委員会を通して行っているので検討していく。

興委員： そうであれば県教育委員会を通すので単に事務的な話ではないと思うので申し上げている。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教育長： ここで会議を非公開とする。

＜非＞第 19 号議案 平成 29 年度静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定

※ 非公表

＜非＞第 20 号議案 平成 30 年度教職員人事異動方針

教 育 長： 第 20 号議案「平成 30 年度教職員人事異動方針」について、渋谷教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 加筆、修正箇所をまとめた表の中段で、(5) に管理職への女性の登用とあり、内容的に異議は無いが、あえて女性の登用という言い方をすると、それ自体が差別になるのではと感じる。登用に男女の区別は関係ないはずである。よってここで女性だけ突出して登用するという表現に違和感がある。もう 1 点は 8 ページの下段にある 3、人事異動に当たって特に考慮すべき事項とある。例えば夫婦ともに教員の場合、何か配慮すべき事項はないのか。または夫婦どちらかの転勤に対する配慮はどうか。例えば静岡市在住で教員でない配偶者が浜松に転勤となった場合、教員である一方の配偶者への配慮があってもよいと思うがどうか。

教育総務課長： 女性登用についてだが、男女共同参画数値の目標値が定められており、教員に関しては女性の管理職割合が目標値に達していないのでこのように明示している。

藤 井 委 員： その趣旨はわかるが、こういった方針に「女性の登用」と明記すると女性の差別になる。私にとっては逆手に読めてしまう。本質は男女の区別関係なくということである。現状は理解するがこういったものへの書き方として適切なのか疑問である。今後、こういった文書にする場合は表現と工夫が必要である。

興 委 員： 私も同じような印象を持った。(4) 管理職への若手の登用と(5) 管理職への女性の登用を併記することについて、文書全体として違和感がある。案として、「管理職への意欲・能力のある者の登用」というタイトルにして、若手に特記することなく、意欲のある者を登用する。女性の登用が社会的に必要だということを「男女の区別なく」とかの表現で表して、2つを1本にすることはできると思う。一方で女性の管理職登用は数値目標が設定されているので、その点は踏まえとしても、女性だけ校長になったというのでなく、意欲と能力が必要である。

教 育 長： いただいた御意見はよくわかる。ただ、相当意識しないと女性登用は進まない。教育次長、県の状況も踏まえ説明願う。

教 育 次 長： 本日、校長会の先生 10 名程の方々と会う機会があったが、全て男性であった。つまりそういった役職に就いている女性が少ないということである。「若手の登用」という表現は残してほしいと思っている。と

というのはピラミッド構造の中で新しいことにチャレンジしていく学校はこれから出てこないのではという思いからこの表現は強調したい。メッセージとしてでも残しておきたい。女性については、現状が目標値に届いていないので意欲のある女性が居たら積極的に登用するというメッセージを発した方がよいと思いこのような方針の表現とした。

渡 邊 委 員： 興委員が御指摘することもわかるが、現場の実情から出てきた表現なのではと思った。学校現場を多く見てきた中で若手の意欲ある能力はこれから大いに必要となってくる。求められる教育の形が変化しているので、今までの体制では立ち行かなくなっていくと思う。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律というものを生かしてもよいのではないか。実際、この法律の目標値がなかなか達成できないことが現状としてあるので、その点を薄めてしまうのは時期が早いと思う。

斉 藤 委 員： 様々な場面で女性の管理職を増やしていこうということは社会的にも言われていることなので、はっきりと表現することはよいと思う。質問である。県の女性管理職の比率と教育委員会の比率はどの程度の差があるのか。

教育総務課長： 県の比率が手元にないが、高校の事務長に就いている女性の割合は24.7パーセントである。学校における女性管理職は18.5パーセントである。

教 育 次 長： 県はかなり少ない。

教育政策課長： 県は10パーセントを目標としている。

渡 邊 委 員： 興委員、藤井委員は意識が高いのでそういった意識をしなくとも自然体で感じているのでそういった意見となると思うが、現場ではこのように明記しないと、そういったことを意識できない雰囲気はまだ残っている。よってこの表現は残した方がよいと思う。

教育総務課長： 例えば教頭に上がると職責や業務量も多くなるので敬遠される状況があり、また、学校現場では50歳代の教員が非常に多い状況がある。そういった中、若手がリーダーにならなければならないということは強く感じていると思う。よってこの点は大方針として掲げていきたい。

藤 井 委 員： 誤解があってはならないので言うが、女性の登用は積極的に進めるべきであり、今までなぜやってこなかったのかと感ずることでもある。積極的に時間軸の短い中でもっと実現して、こういった表現の必要がない状態を早く作ってほしい。

教 育 長： あと2～3年このようにやっていくと意識は高まってくる。静岡県全体としてもこの取組は進んでいないと思う。議会でも女性議員は3人しかいない。大学の学長時代も意識して女性登用を行ってきた。藤井委員から意見があったように数年後このような表現をしなくても良い状況ができればよいと思う。教育監はどう思うのか。

教 育 監： この方針に明記しなくてもよい状況が確かに理想である。

藤 井 委 員： 本来はそうなっていて然るべきであって、遅れているということである。

教 育 監： これは学校現場へのメッセージである。

渡 邊 委 員： ここへ出すことと働き方改革と合わせて両輪として取り組まなければ絵に描いた餅で終わってしまう。静岡県では民間であっても男女の性的役割分担が保守的であるとの指摘が全国からも言われている。そこに取り組んできてもなかなか変わらないのが人の気持ちなので、あきらめずにアクションを継続していくことが必要である。

興 委 員： (4) 管理職への若手の登用で、「校長育成指標」に示される資質能力のある教員を育成するためと書いてある。この「校長育成指標」は何なのか改めて確認すると、校長に求められる専門的力量が記載されている。そうであると「校長育成指標」に示される専門的力量を具備するような人で、かつ意欲と能力がある人を登用することが重要である。よって資質・能力のある教員ではないと思う。この点の表現の工夫をして変更したほうがよいと思う。女性については、女性の指導的立場としての活躍を推進するためとすると、女性の管理職登用の基準を変えてしまうのではという誤解を与えてしまう恐れがある。よって、バランスを取る意味でも同じ括りが必要である。その上で女性登用は社会的要請があるのであれば追記すればよい。能力のある教員を育成することが大事なのではなく、そういった能力のある方が管理行政に従事することが重要である。最後の文言は教育次長のもとで工夫してほしい。

教育総務課長： 藤井委員の質問のうち、夫婦ともに教員である場合もしくはそのどちらかが教員の場合の転勤に伴う配慮であるが、ここでは子育て又は介護などの家庭の事情に配慮した配置に努めるというシンプルな一文でしか明記していない。その中身としては夫婦共働きの場合には子育て事情をしっかりと聞いて配慮する。どちらか一方が教員でない場合について、子育て中の場合、公務員はその制度が民間より充実しているので女性はその制度を大いに利用する。例えば外国に転勤した場合は休職して外国へ転居できる制度があったり、そういった配慮はできる。また人事異動では個別の事情を聞き取った上で配慮している。個別事情は様々でこの方針に細かく列挙し難いので「家庭の事情に配慮した配置」という短い文言で終わっているが、例えば誰が何処の保育園に迎えに行き、そこまでどの程度の時間がかかるのかまで聞き取って、その状況に一番良い異動先を検討している。そういった個別事情を聞き取って人事異動をやることは大事になる。そういったことは学校3課で共通認識として持っている。

藤 井 委 員： それが徹底していればよい。

義務教育課長： 義務教育の場合、静岡市、浜松市の政令市はそれぞれで職員を採用している。生活拠点が変わる場合は配慮はするが、「静岡市の教員になりたい」とか「浜松市の教員になりたい」というのは厳しい。市町は基本的に市町の内申で異動する。その調整は教育事務所にて行っており、転居等の場合は最大限配慮するがそういった課題もある。

藤井委員：政令市であっても同じ県内なので別に法に抵触する話でもない。できる範囲での配慮があってもよいと思う。

興委員：教育総務課長の説明に異論はないが、方針を定め3月の内示をする際には、こういった事案はこういった調整をして配慮したということを報告してくれると十分注意して取り組んできたことがみえてくる。その点は3月の人事異動の際に説明をしてほしい。

義務教育課長：藤井委員が御指摘したことについて、以前は静岡市、浜松市との異動があったが、今は採用が政令市となってしまったので、任命権者が政令市移行後の採用者は、その市の採用試験を受験する必要がある。

藤井委員：同じ県内で法律の壁を作り人を動かさないのはおかしいと思う。

斉藤委員：この方針に前回の委員協議会の内容が概ね反映されていると思うので問題ない。この方針に基づき人事に着手するわけだが、現実として人事案を作成する時に考慮してほしいこととして、新学習指導要領が定められ新しい教科も生まれるので、この先10年後を見据えて現場で機能する人事に取り組んでほしい。高等学校においても大学入試が2020年から改正される。大幅に変更されることを聞いているので、高校においても思い切った新鮮な人事をやる必要があると感じている。

教育長：御指摘のあった新学習指導要領への対応について、今日の校長会との意見交換でもあった話である。英語も小学校5、6年生で教科となる。入試も大きく変わってくる。そういった中で先生方も対応しなければならない。その点も人事異動の中で組み込みながらやっていく。他に質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

教育長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

教育長：第20号議案を原案のとおり可決する。

教育長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成29年度第14回教育委員会定例会を閉会とする。